

原 発 本 第 7 号
2025年4月10日

原子力規制委員会
原子力規制庁 長官官房
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社
原子力発電本部
原子力管理部長

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、唐津市の組織改正に伴い、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

なお、今回の読み替え内容については、2025年度 原子力事業者防災業務計画修正時に反映いたします。

敬 具

（添付資料）

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
別図 2－3 警戒事態に該当する事象の連絡先 原子力 防災管理者 → 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会） → 佐賀県 原子力安全対策課（佐賀県知事） 玄海町 防災安全課（玄海町長） 長崎県 防災企画課（長崎県知事） 福岡県 防災企画課（福岡県知事） → 唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課) 松浦市（防災課、鷹島支所 地域振興課） 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 → 警察本部（佐賀県、長崎県、福岡県） 警察署（唐津、松浦、伊万里、糸島） → 消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 → 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 → 玄海原子力規制事務所 （原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官） → オフサイトセンター （原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部） → 災害警戒対策本部（佐賀県）* 災害警戒本部（玄海町、長崎県、福岡県）* → 本店通報連絡 責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 → ：ファクシミリ装置等による連絡 → ：電話による連絡 * ：災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。	別図 2－3 警戒事態に該当する事象の連絡先 原子力 防災管理者 → 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会） → 佐賀県 原子力安全対策課（佐賀県知事） 玄海町 防災安全課（玄海町長） 長崎県 防災企画課（長崎県知事） 福岡県 防災企画課（福岡県知事） → 唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 地域支援グループ) 松浦市（防災課、鷹島支所 地域振興課） 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 → 警察本部（佐賀県、長崎県、福岡県） 警察署（唐津、松浦、伊万里、糸島） → 消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 → 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 → 玄海原子力規制事務所 （原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官） → オフサイトセンター （原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部） → 災害警戒対策本部（佐賀県）* 災害警戒本部（玄海町、長崎県、福岡県）* → 本店通報連絡 責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 → ：ファクシミリ装置等による連絡 → ：電話による連絡 * ：災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。	< 読替理由 > 唐津市の組織改正に伴う 名称の変更

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(2/3)

現 行	読み替え後	備 考
別図2-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先) 発電所 対策本部長 (原子力防災管理者) 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 防災安全課 (玄海町長) 長崎県 防災企画課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) 唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方气象台 内閣府 (政策統括官付) 玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官) オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部) 災害警戒対策本部 (佐賀県)* 災害警戒本部 (玄海町、長崎県、福岡県)* 本店対策本部 総括班長 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ：原災法第10条第1項に基づく通報先 →：ファクシミリ装置等による通報 ➡：電話による通報文書の着信確認 ---：電話による連絡 *：災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。	別図2-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先) 発電所 対策本部長 (原子力防災管理者) 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 防災安全課 (玄海町長) 長崎県 防災企画課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) 唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 地域支援グループ) 松浦市 (防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方气象台 内閣府 (政策統括官付) 玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官) オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部) 災害警戒対策本部 (佐賀県)* 災害警戒本部 (玄海町、長崎県、福岡県)* 本店対策本部 総括班長 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ：原災法第10条第1項に基づく通報先 →：ファクシミリ装置等による通報 ➡：電話による通報文書の着信確認 ---：電話による連絡 *：災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。	<読替理由> 唐津市の組織改正に伴う 名称の変更

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(3/3)

現 行	読み替え後	備 考
別図2-5(1) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先) 原子力 防災管理者 ※ ●●● 内閣府（内閣総理大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会） 佐賀県 原子力安全対策課（佐賀県知事） 玄海町 防災安全課（玄海町長） 長崎県 防災企画課（長崎県知事） 福岡県 防災企画課（福岡県知事） 唐津市 災害対策本部（災害警戒本部を含む。） 唐津市（市民センター（鎮西、肥前、呼子） 総務・福祉課） 松浦市（防災課、鷹島支所 地域振興課） 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 警察本部（佐賀県、長崎県、福岡県） 警察署（唐津、松浦、伊万里、糸島） 消防本部（唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市） 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 玄海原子力規制事務所 （原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官） オフサイトセンター （現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会） 災害対策本部（佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県）※ 本店対策本部 総括班長 ※ 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府（政策統括官付） 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ●●● ※ ：原災法第10条第1項に基づく通報先又は 第25条第2項に基づく応急措置の報告先 →：ファクシミリ装置等による連絡 ●●●：原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の 着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---->：電話による連絡 *：災害対策本部等が設置されている場合に限る。	別図2-5(1) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先) 原子力 防災管理者 ※ ●●● 内閣府（内閣総理大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会） 佐賀県 原子力安全対策課（佐賀県知事） 玄海町 防災安全課（玄海町長） 長崎県 防災企画課（長崎県知事） 福岡県 防災企画課（福岡県知事） 唐津市 災害対策本部（災害警戒本部を含む。） 唐津市（市民センター（鎮西、肥前、呼子） 地域支援グループ） 松浦市（防災課、鷹島支所 地域振興課） 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 警察本部（佐賀県、長崎県、福岡県） 警察署（唐津、松浦、伊万里、糸島） 消防本部（唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市） 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 玄海原子力規制事務所 （原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官） オフサイトセンター （現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会） 災害対策本部（佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県）※ 本店対策本部 総括班長 ※ 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府（政策統括官付） 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ●●● ※ ：原災法第10条第1項に基づく通報先又は 第25条第2項に基づく応急措置の報告先 →：ファクシミリ装置等による連絡 ●●●：原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の 着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---->：電話による連絡 *：災害対策本部等が設置されている場合に限る。	<読替理由> 唐津市の組織改正に伴う 名称の変更